

## 勤務時間外における災害時の教職員参集基準について

校 長 裁 定  
(制定 平成 23. 10. 14)  
一部改正 令和 6. 10. 18

沼津工業高等専門学校防災対策要綱（以下「要綱」という。）第 2 3 条に基づき、災害発生時に速やかに防災体制を確立することを目的に、次のとおり勤務時間外の災害発生時の教職員参集基準を定める。

災害レベル	条件	参集者（※1）
3	沼津市又は長泉町において震度 6 弱以上の地震が発生した場合	全教職員
2	<ul style="list-style-type: none"><li>沼津市又は長泉町において震度 5 強の地震が発生した場合</li><li>大規模な火災・風水害等により学校施設等に重大な被害が発生した、又は発生が予想される場合</li><li>自治体から学校に対し避難所の開設依頼があった場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>非常災害対策本部員</li><li>非常災害対策本部からあらかじめ指定された教職員（リスク管理委員会窓口担当者）</li><li>学校から半径 4 km 以内に在住する教職員</li></ul>
1	<ul style="list-style-type: none"><li>沼津市又は長泉町において震度 5 弱の地震が発生した場合</li><li>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>リスク管理委員会委員</li><li>リスク管理委員会窓口担当者</li></ul>

表内の「非常災害対策本部員」とは、要綱第 1 5 条第 2 項に掲げる非常災害対策本部の構成員を指す。

また、表内の災害レベルは本校が独自に設定したものである。

(※ 1) 自宅の被災、自身の負傷、家族の負傷・不明等の理由により参集できない場合は、電話、メール、Teams チャット、NTT 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）その他の手段により必ず総務課総務係又は守衛へ連絡すること。

総務課総務係 Tel: 055-926-5712 / E-mail: soumu@numazu-ct.ac.jp

守衛携帯電話 Tel: 090-3250-2768

(※ 2) この基準は「指示がなくても参集すべき場合」の基準であり、この基準に該当しない場合でも、上司又は非常災害対策本部員から命令があったときは参集すること。